

交渉（全労働神奈川支部）議事概要（平成23年10月3日）

神奈川労働局総務部長・労働基準部長（当局）は、平成23年10月3日（月）、全労働神奈川支部副支部長（全労働）と厚生労働技官に係る処遇改善等に関して交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働

- 1 人員の確保や労働基準監督署の組織強化など安全衛生業務体制の拡充を求めます。
- 2 安全衛生担当職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求めます。
- 3 東日本大震災に伴い、電離放射線関連業務に従事することとなる職員に対して、適切な健康管理を行うよう求めます。

当局

- 1 労働行政体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川局の実情を繰り返し訴えていくとともに、効率的に業務を遂行できる体制を構築していくことなどを一層進めてまいりたい。
- 2 労働者の安全と健康を確保するための安全衛生業務の重要性は今後も変わることはなく、その専門性等の向上を図っていかねばならないと考えているところであり、専門性の維持、向上を図るための職員の養成や配置について、本省の考え方や当局における人員配置等を総合的に考慮した上で、適切に対応してまいりたい。
- 3 電離放射線関連業務に従事する職員については、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、10-5（職員の放射線障害防止）及び神奈川労働局職員健康安全管理細則に基づき適切な健康管理を行ってまいりたい。